

平成24年度 第1回西宮市都市計画審議会

【平成24年11月21日(水) 10:00~11:10】

* 会議録等詳細をご覧になりたい方は、情報公開課で公文書公開請求なしに自由に閲覧ができます。

議案第1号	会長・副会長の互選について
審議結果	会長に辰馬委員、副会長に河崎委員を選出。

議案第2号	阪神間都市計画生産緑地地区の変更(西宮市決定)について【付議】 (下山口下屋敷3生産緑地地区ほか6地区)
審議結果	本案の縦覧を行い、その結果、意見書の提出があった場合は再度審議することとし、意見書の提出がなければ、本案を承認し都市計画の手続きを進めることを承認する。
主な質問 意見等	・今回、生産緑地地区から変更されるものの中ですでに開発されているものもあるが、現状を把握しているか。 <当局回答> 計画図4については、戸建住宅が予定されており、計画図5については、現在造成中である。そのほかは農地のままである。 ・計画図4の土地では、宅地12区画が予定されている。計画図5の土地では、駐車場の工事がはじまっている。

議案第3号	西宮市景観計画の変更について【諮問】 (甲陽園目神山東地区景観重点地区指定 他)
審議結果	内容については了承という意見で、市長に答申を行う。
主な質問 意見等	・目神山地区と目神山東地区の誘導方針の中の形態・意匠というところを比較すると、東地区においては大きく視線を遮らないよう分棟化をはかる、あるいは建築物全体としてのバランスと調和に配慮するというような項目があるが、マンションや大規模な建築物の可能性はあるのか。 <当局回答> 目神山地区には景観重点地区指定以前に地区計画があり、マンションを規制しているが、目神山東地区については地区計画等を定めていないため、マンション等が建設可能となるので規定を全市基準と同じ形で残している。 ・目神山地区は建築面積が500平米を超える、または、高さ10メートルを超える建築物の明度基準が2以

	<p>上6以下となっており、少し暗めで、緑と調和するような形で定められているが、目神山東地区は明度4以上8.5以下となっている。同じような周辺状況であれば、目神山地区と同じにするべきではないか。</p> <p><当局回答></p> <p>目神山地区では、あまり明るすぎるものを避けるため、明度6以下としている。これは目神山地区のまちづくり協議会の考えを尊重したものである。今回の目神山東地区は、全市基準に合わせている。</p>
--	---

<p>報告第1号</p>	<p>阪神間都市計画臨港地区の変更(兵庫県決定)について【報告】</p>
<p>主な質問 意見等</p>	<p>・昭和40年の臨港地区指定から50年近く経つが、なぜ今変更を行うのか。</p> <p><当局回答></p> <p>港湾は兵庫県が港湾管理者として管理運営をしており、これまで、特に大きな問題もなかったが、今後、港湾を管理運営をする上で、平成23年に兵庫県が制定した「臨港地区の分区内における構築物の規制に関する条例」を契機に、全県的に臨港地区の見直しを行う方針となったため。</p> <p>・修景厚生港区は港湾関係者の厚生を増進を図ることを目的とされているが具体的には何か。</p> <p><当局回答></p> <p>スポーツ・レクリエーション施設、博物館が挙げられる。また、それらに併設する飲食店が建築可能である。</p> <p>・建築物の規制をかけるに当たり無分区のところのほうが、規定されているもの以外のものが建つ可能性があるのではないか。土地所有者との協議も必要であるため、早く検討すべきである。</p> <p><当局回答></p> <p>臨港地区の見直しを全県下で行った後、無分区のところについても検討を行うよう県へ働きかける。</p> <p>・臨港地区の中には港湾機能が不要になってきているところもあり、臨港地区に指定されているために積極的な土地利用の変更が行えないということもある。港湾機能ではなく、今後の土地利用をどうしていくかという計画が重要である。</p>